特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会 会員の会費に関する細則

(総 則)

第1条 この細則は、自然体験活動推進協議会(以下「協議会」という)定款第8条に基づき、会員の会費に関する事項を定める。

(会 費)

- 第2条 本法人の会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 30,000円
 - (2) 一般会員 10,000円
 - (3) 賛助会員 (一口) 10,000 円

個人の場合は一口以上、団体の場合は五口以上とする。

(納入規程)

- 第3条 会費は、当該事業年度の間に年額の全額を納入しなければならない。
- 2 会費は、年額を分割して納入することができない。
- 3 滞納会費の納入があったときは、滞納した年度の発生順に充当するものとする。
- 4 会員が1月から3月に新規入会する場合は、その年度の会費を免除することができる。
- 5 会員が会員種別を変更する際は、理事会での承認後、新たな会員種別に基づき会費の納入をする。ただし、種別変更が年度開始から6ヵ月以降の場合には、変更前の会員種別の会費を納入するものとする。

(会費滞納会員の取扱い)

- 第4条 前年度の会費を納入していない会員は、会費滞納会員とみなされる。
- 2 会員が会費を納入しない場合、定款第9条2項3号の規程による会員資格喪失処分は、 以下の手続きによって行う。
- (1) 会費の滞納が半年を超えた場合、会費納入督促状を原則として8月および翌年の1 2月に送付する。
- (2) 会費の滞納が1年半を超えた場合、会費納入督促状および理事会において会員資格 喪失の決議を行う旨の警告文を出す。送付は、原則として8月および翌年の12月に 行う。
- (3) 会費の滞納が2年を超えた場合(3月末日までに前々年度、前年度、当該年度の会費未納)は、4月1日以降に開催される理事会の決議を経て、当該会員の会員資格を喪失させる。ただし当該会員が書面もしくは直接理事会に出頭して弁明を行い、その弁明が妥当と判断された場合は、その限りではない。
- 3 前年度までの会費が未納である場合は、書籍の割引購入、CONE包括保険の利用等、 協議会会員としての便益を得ることはできない。
- 4 定款第9条2項3号の規程による会員資格喪失処分が行われた場合、対象となる会員(以下、「未納による退会会員」)に対し以下の対応を行う。
- (1) 未納による退会会員が個人の場合、当協議会が認定する各種資格について停止する。 また、団体の場合、代表者をはじめとする団体の構成員についても、当協議会が認定 する各種資格を停止する。
- (2) 当協議会が実施する各種事業への参加及び応募資格を停止する。
- (3) 再入会を希望する場合、これを保留する期間を設ける。

(細則の変更)

第5条 この細則の改正は理事会において議決する。

附 則

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年5月26日から施行する。

附則

この細則は、平成30年5月25日から施行する。

附則

この細則は、令和5年5月26日から施行する。